



## 外為法に基づく対内直接投資等の規制

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン（第60号）

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

外為法に基づく投資管理については、2019年の改正によって、事前届出対象の拡大や事前届出免除制度の導入など、外国投資家によるM&A・投資に大きな影響が及んでいます。さらに、近時は、2022年に成立した経済安全保障推進法に基づく特定重要物資の指定を受けて、外為法においても、2023年5月、本年8月に相次いで指定業種告示・コア業種告示の改正がなされています。

本稿では、本年8月の告示改正にも触れつつ、外為法に基づく投資管理について概観します。

※全文ご覧いただくにはこちらの URL から  
・外為法に基づく対内直接投資等の規制  
( <https://www.clo.jp/column/4373/> )

~~~~~  
【この記事に関するお問い合わせ先】

弁護士 土肥 俊樹 ( [doi.t@clo.gr.jp](mailto:doi.t@clo.gr.jp) )  
~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。  
※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

([clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp))

.....  
弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/> )  
(大阪事務所 2024年8月26日より、下記住所へ移転いたしました。  
電話番号およびFAX番号が変更になりましたので、ご注意ください。)  
〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1-1-27 大阪堂島浜タワー15階  
TEL:06-6676-8834 FAX:06-6676-8839  
(東京事務所)  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18階  
TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878  
(京都事務所)  
〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8番 京都三井ビル 3階  
TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo LPC  
All Rights Reserved.

.....